

湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎・藤沢自治会

集会所運営、使用規程

湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎・藤沢自治会 集会所運営・使用規程

第1条 (目的)

本規程は湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎・藤沢自治会(以下両自治会という)集会所の円滑な運営及び維持管理を図ることを目的とする。

第2条 (使用目的)

集会所は自治会の会員に広く開放し、自治会規約第4条の目的に添うべく次の使用に供する。

- (1) 会員を主対象とする公的機関の要請に応じる場合。(選挙投票所開設、住民説明会等)
- (2) 自治会規約に基づく諸活動。(総会、役員会等)
- (3) 前記(2)に準ずる公的諸活動。(市行政等が参加する防災訓練・講習会等)
- (4) 前記(2)(3)に準ずる諸活動。(自治会部会、課題解決のためのプロジェクトの会合等)
- (5) 自治会が許可する会員相互の諸活動・会議等。(仲間の会、シニアサロン等)
- (6) 自治会員は自治会集会所運営・使用規程第4条に合致する活動において自由に使用できる。

第3条 (優先順位)

- (1) 第2条(使用目的)に優先順位を附する。
- (2) 第2条(使用目的)に付された番号の昇順に使用の優先上位とする。
- (3) 重複申込みが生じた場合、使用目的の優先順位、申込受付順等を考慮し両自治会間の調整は両自治会の総務部長が行う。

第4条 (使用制限)

- (1) 使用の目的が自治会規約第4条に反する時は、その使用を禁止する。
- (2) 営利目的、学習塾、私宴等の個人的使用は禁止する。
- (3) 極度の騒音を発し近隣の良い生活環境を損なうような行為は禁止する。
- (4) 使用時間は原則として午前8時から午後9時までとする。
上記以外の時間帯に使用する場合は事前に総務部長の承認を必要とする。

第5条 (使用手続)

- (1) 集会所の施設使用申し込み
 - 1) インターネットによる申込
インターネット画面に必須事項を入力し自治会集会所担当に送信し承認を得るものとする。
 - 2) 電話による申込
電話にて必要事項を自治会集会所担当に連絡し承認を得るものとする。
 - 3) 書面による申込
「集会所使用申込書」に必要事項を記入の上、申込時期に担当している自治会集会所担当に提出し承認を得るものとする。
- (2) 集会所の施設使用許可
 - 1) インターネットによる申込
集会所担当は受信した「集会所使用申込」に入力された内容が、第2条及び第4条に違反せず妥当なものと認めた場合、集会所使用許可を送信する。
 - 2) 電話による申込
集会所担当は連絡を受けた内容が、第2条及び第4条に違反せず妥当なものと認めた場合、集会所の使用を許可する。

3) 書面による申込

集会所運担当は提出された「集会所使用申込書」の内容が、第2条及び第4条に違反せず
妥当なものと認めた場合、「集会所使用許可書」を交付する。

(3) 受付は先着順とする。

(4) 第2条(使用目的)(2)から(4)の会長が自ら招集する諸活動のために使用する場合は
手続きを省略出来るものとする。

(5) 第2条(使用目的)(1)から(4)及び(5)のうち自治会が許可する諸活動・会議等は
年間活動計画で集会所使用を集会所担当に「年間使用予定」を申込みことができる。

第6条 (使用の取消し)

総務部長は次の事項に該当すると認めた時は使用の取消し又は禁止することが出来る。

(1) 公的機関からの集会所の使用要請、指示を受けたとき。

(2) 緊急又は、施設管理上必要のあるとき。

(3) 使用者が第4条及び集会所担当の指示に従わないとき。

第7条 (使用料)

自治会の諸活動、会員相互による諸活動による集会所の使用は無料とする。

第8条 (損害賠償)

使用者が故意又は過失により集会所の施設等を破損又は汚損した場合はその損害を弁償
しなければならない。

第9条 (会員外の使用)

1) 会員と共に会員外の者が集会所を使用することができる。

2) 会員外の者は本規程を遵守しなければならない。

第10条 (その他)

1) 本規程に疑義が生じたり、必要な事項があれば両自治会の連絡協議会で協議し 調整する。

2) 本規程のほか必要事項は総務部長が役員会の承認を得る。

3) 集会所運営に係る経費の負担割合は両自治会及び連絡協議会にて決定する。

付 則

1. 平成25年4月1日以降発効する。

従来の「集会所運営要綱」は実態にそぐわないところや、今後の利便性の向上等を検討し、
両自治会の合意に基づいて、全面的改編となる「集会所運営・使用規程」を定めた。

2. 本規程の発効を以って、昭和53年4月1日付け「湘南ライフタウンB地区藤沢・
茅ヶ崎自治会集会所使用要綱」を廃する。

3. 平成27年4月1日以降発効する。

従来、了解事項として両自治会で認識されていたが、第37期の自治会連絡協議会で
規約化が必要であると判断された為、追加することにした。

注 1. 第2条(使用目的)

2. 第5条(使用手続) (1) 集会所使用申込 (2) 使用許可 (3) 受付 (5) 年間予約

3. 第6条(使用の取消し)

4. 第10条(その他)

令和2年2月16日改定

湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎・藤沢自治会

B地区茅ヶ崎・藤沢集会所運営使用の手引

湘南ライフタウンB地区藤沢自治会・B地区茅ヶ崎集会所運営使用の手引き

1. (目的)

この手引書は「湘南ライフタウンB地区藤沢・茅ヶ崎自治会集会所運営・使用規程」に基づき集会所の円滑な運営及び維持管理のため、B藤沢・B茅ヶ崎自治会としての必要な事項を定める。

2. (使用者の義務-16則)

使用者及び使用責任者は、集会所の使用について次のことを遵守しなければならない。

以下の義務を怠ったものについては、次回以降の使用を断られる事がある。

- ❑ (1) メール・電話及び「集会所使用申込書」(様式1)を用いて集会所担当の承認を得ること。
- ❑ (2) 集会所に設備されている備付け火気設備(ガスコンロ、ガス湯沸し器、ガスストーブ)以外の持込み・使用してはならない。
- ❑ (3) 小型調理器等(カセットコンロ、ホットプレート、電気ポット等)の使用は事前に集会所担当の了解を得ること。
- ❑ (4) 前項に類する器具は集会所に保管してはならない。
- ❑ (5) 集会所に保管する物品に品名・保管責任者(部署)を明記したラベルを貼り付ける。
- ❑ (6) 諸活動(手芸・工作教室等)に必要な小道具(アイロン、ミシン、小型電動工具等)の使用は可とする。
- ❑ (7) 集会所内は全館内禁煙とする。
- ❑ (8) 使用後は場所の汚れ具合を確認し、汚れている場合は掃除をする。
- ❑ (9) 使用後は机、椅子等を元の配列に戻すこと。
- ❑ (10) 消灯、ガスの元栓閉め、エアコンのOFF、各所の施錠、玄関扉の施錠を確認し所定の「集会所使用報告書」(様式2)を提出すること。
- ❑ (11) 建物、壁等に無闇に釘を打って傷つけたり、ガムテープ・両面テープ等による張り紙で、壁を汚してはならない。
- ❑ (12) 鍵を借り受けたものはすみやかに「鍵」を返却すること。
- ❑ (13) 騒音、紛争に渉る行為、そのほか風紀上好ましくない行動をしないこと。
- ❑ (14) 忘れ物をしたり、私物を押入等に置かないこと。
- ❑ (15) 押入れ内利用者は不要なものは処分し、整理整頓に努めること。
- ❑ (16) やむを得ず、使用許可なく集会所に出入りしたものは、事後速やかにその旨を集会所担当に報告すること。

3. (申込受付業務の交代)

集会所担当の申込受付等の業務を、B藤沢自治会とB茅ヶ崎自治会とで期間を定めて交代する。

- ❑ (1) B茅ヶ崎自治会の集会所運営担当業務期間…………… 西暦偶数年10月から翌年9月まで
- ❑ (2) B藤沢自治会の集会所運営担当業務期間…………… 西暦奇数年10月から翌年9月まで

4. (「鍵」の貸出・返却及び保管管理)

- (1) 集会所の「鍵」について、B藤沢、B茅ヶ崎自治会の共有管理とし、両自治会の担当部長が所管管理する。
- (2) 担当部長は自治会役員、自治会が認めた団体には、「集会所合鍵の長期借用願い」(様式 3) に応じて合鍵を長期に貸出し管理させる。
- (3) 前項の団体は預かった「鍵」の管理状況を自治会の求めに応えられるように管理する。
- (4) 集会所を使用とする者は、「鍵」の貸出し・返却について集会所担当と事前に電話等で方法・時間を調整する。
- (5) 集会所を使用するため鍵を預かった者は、自治会の合意なく転貸・複製してはならない。
- (6) 集会所の「鍵」の盗難、紛失等があった場合、遅滞なく届出ること。
- (7) 「合鍵」の不正使用、無断複製の疑いが生じた場合、原則として、錠前を交換をする。また、その原因者は交換にかかる費用を負担しなければならない。

5. (帳票)

集会所運営・使用に係る帳票として「様式 1」「様式 2」「様式 3」を定める。

- (1) 様式 1 「集会所使用申込書」
- (2) 様式 2 「集会所使用報告書」
- (3) 様式 3 「集会所合鍵の長期借用願い」

6. (その他)

この手引書に疑義が生じたり、改訂の必要な事項があれば、B藤沢・B茅ヶ崎自治会の連絡協議会で協議調整した上で、総務部長は役員会の承認を得る。

付則 この手引書は、B藤沢自治会役員会、B茅ヶ崎自治会役員会の承認を得て、平成25年4月1日以降発効する。

履歴(1) 平成25年1月にB藤沢地区自治会とB地区茅ヶ崎自治会との連絡協議会で協議を重ね合意し、新しく規程を制定した。それに伴い本手引書を作成し従来の葉は廃止した。

注 1 2 使用者の義務一則 1 6 3 申込受付業務の交代 4 「鍵」の貸出・返却及び保管管理
5 帳票
令和2年2月16日改訂

<参考>：B茅ヶ崎版

(押入れ内の整理・保管方法について)

集会所を使用するものは、お互いに利便に使用するため、団体は押入れ内に所有物を収納する、整理・保管箱(以下容器という)を置くことができる。

- ①(1) 容器の保管場所は押入または物入とし、集会所担当が置き場所を指定する。
- ①(2) 容器は必要とする団体が用意し、1団体あたり1個とし、容器の正面に団体名を表記し、また容器を施錠してはならない。

新規に購入または更新するものは、容器は他団体との識別・整頓を容易にするために、下記の要件を満たすものが望ましい。

市販品、引出式、半透明樹脂製、積重ね可能型、寸法：39*74*23cm以内のもの
〔推奨品 天馬(株) 押入ケース TENMA 74M ¥980- (コナン調べ) 〕

付録資料

1. B茅ヶ崎自治会の区画数と会員数の現況
2. B街区表示と住居表示の対照表
3. 街区地図
4. ごみと資源物の収集場所
5. 消火器・消火栓等配置図
6. 防犯灯配置図
7. 街区の区割りと名称
8. 街区白地図

1. B 茅ヶ崎自治会の区画数と会員数の現況(2021年3月17日現在)

No.	項目		記事	備考
1	全区画数(集会所を除く)		333	
2	B 地 区 茅 ヶ 崎 街 区	会員数	311	(1)会員区画数 314 (2)2 区画会員数 3 人 (3)非現住会員数 2 人
3		会員区画数	314	
4		現住非会員区画数	4	
5		非現住区画数	18	(1)空家区画数 12(含、新築売出中) (2)建築中区画数 3 (3)更地区画数 3 (4)会員区画数 3
6	堤 73 番 地	個人宅	5	個人宅は全戸が会員。
7		店舗	5	みつよし整骨院、フィーカルーム、うさぎ専門店、ツドイ産業、吉野庵
8		非会員		アパート 2 棟(ピースハウスⅠ、Ⅱ)、居酒屋つんく、らーめんまつや、白石工業
9	会員数(全合計)		321	

2. B街区表示と住居表示の対照表

B街区表示 (B地区仮換地時 の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区 換地終了後の表示)	備考
B-4	1~18 速藤652番地	1~19
B-5	1~17 速藤653番地	1~18
B-6	1~23 速藤654番地	1~24
	24 堤29番地	—
B-7	1~19 速藤655番地	1~20
B-8	1,2 速藤657番地	1,2
B-9	1,2 速藤658番地	1,2
B-10	— (堤27番地)	—
	— 堤27番地	—
B-11	1	1
	2	2
	3	堤26番地
	4	
	5	
	6	速藤659番地
	7	
	8	12
	9	13
	10	堤26番地
	11	
	12	16

B街区表示 (B地区仮換地時 の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区 換地終了後の表示)	備考
B-12	13	17
	14	18
B-12	1	1
	2	2
	3	3
	4	4
	5	6
	6	8
	7	9
	8	10
	9	11
	10	堤25番地
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
	16	
	17	17
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	

B街区表示 (B地区仮換地時 の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区 換地終了後の表示)	備考
B-13	20	22
	1	1
	2	2
	3	3
	4	4
	5	5
	6	6
	7	7
	8	堤24番地
	9	
	10	
	11	堤23番地
	12	
	13	
	14	
	15	堤23番地
16		
B-14	1	1
	2	2
	3	3
	4	4

2021年2月15日作成

区画毎の街区表示と住居表示の対照表

B街区表示 (B地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
B-15 19	1~ 20 遠藤651番地	
B-16 16	1~ 16 遠藤650番地	
B-17 1	1 堤31番地	

B街区表示 (B地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
2	2	
3	3	
4	4	
5	3	
6	4	
7	5	
8	6	
9	7	
10	8	
11	9	
12	10	
13	11	
14	2	
15	12	
16	13	
17	7	
18	8	
19	9	
20	10	
21	11	
22	12	

B街区表示 (B地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	

区画毎の街区表示と住居表示の対照表

B街区表示 (B地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
B-20	6	
	7	
	8	
	9	
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	堤34番地
B-21	6	
	7	
	8	
	9	
	1	
	2	
	3	
	4	堤35番地
	5	
6		
7		
8		

B街区表示 (B地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
B-22	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
	16	
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
6		
B-23	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
6		
7	堤36番地	
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		

B街区表示 (B地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
B-23	14	
	15	
	16	
	17	
	18	
	19	
	20	
	21	
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
7	堤37番地	
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		

2021年2月15日作成

区画毎の街区表示と住居表示の対照表

B街区表示 (B地区仮換地時 の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区 換地終了後の表示)	備考
15	15	
16	16	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	11	
10	10	
11	9	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	

B街区表示 (B地区仮換地時 の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区 換地終了後の表示)	備考
20	20	
21	21	
1	堤72番地	
2~ 27	遠藤644番地	
28	堤72番地	
1~ 20	遠藤645番地	
21	堤71番地	
1	1	
2	2	
3	3	
4	5	
5	堤70番地	
6	8	
7	9	
8	10	
9	11	
10	2	
11	遠藤647番地	
12	4	
13	15	
14	堤70番地	

B街区表示 (B地区仮換地時 の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区 換地終了後の表示)	備考
15	17	
16	18	
17	19	
18	20	
19	21	
20	22	
21	23	
22	24	
23	25	
24	26	
25	27	
26	28	
27	29	
28	30	
29	31	
30	32	
31	33	
1	1	
2	3	
3	6	
4	7	

区画毎の街区表示と住居表示の対照表

B街区表示 (B地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
5	8	
6	9	
7	10	
8	12	
9	13	
10	14	
11	15	
12	16	
13	17	
14	18	
15	19	
16	20	
17	21	
18	22	
19	23	
20	24	
1	1	
2	2	
3	3	堤68番地
4	7	
5	9	

B街区表示 (B地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
6	10	
7	14	
8	15	
9	16	
10	17	
11	6	
12	5	
B-30	堤66番地	西羽根沢公園 「上の公園」
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	

B街区表示 (B地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	堤64番地
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	

2021年2月15日作成

区画毎の街区表示と住居表示の対照表

B 街区表示 (B 地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
13	14	
14	15	
15	16	
16	17	
17	18	
18	19	
19	20	
20	21	
21	22	
22	23	
23	24	
24	25	
25	26	
B-34	1	堤63番地
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	

B 街区表示 (B 地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
9	10	
10	11	
11	12	
12	13	
13	14	
14	15	
B-35	1	堤62番地
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	

B 街区表示 (B 地区仮換地時の表示)	住居表示 (昭和60年7月B地区換地終了後の表示)	備考
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
(仮換地時の B 街区表示 無し)	1	堤73番地
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	

